



# アフリカ開発銀行

AFRICAN DEVELOPMENT BANK

## 2022年9月6日満期

# インドネシア・ルピア建債券(円貨決済型)

## 「Improve the Quality of Life for the People of Africa」ボンド

利率／年(課税前)



# 6.32%

インドネシア・ルピア建の表面利率

(注)インドネシア・ルピア額面金額に対して上記の利率を乗じるインドネシア・ルピアを、支払い時の一定の相場に基づき換算された円による支払い、年2回払い。

売  
出  
要  
項

発行体	: アフリカ開発銀行
格付	: Aaa(Moody's <sup>®</sup> )/AAA(S&P <sup>®</sup> )
お申込単位	: 額面50,000,000ルピア以上、10,000,000ルピア単位
利率	: 年6.32%(インドネシア・ルピアベース課税前)
売出価格	: 額面金額の100.00%
売出期間	: 2018年7月31日~9月4日
発行日	: 2018年9月5日
受渡日	: 2018年9月6日
償還日	: 2022年9月6日
利払日	: 毎年3月6日および9月6日(年2回)

※ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびS&Pグローバル・レーティングは、我が国の金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録を行っておりません。無登録格付に関する説明書をご覧ください。

### 手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外貨建て債券の売買にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- 本債券の利息および償還金は、支払い時の一定の相場に基づき、一定の算式により換算された円で支払われます。(詳細につきましては、販売説明書をご覧ください。)

### 外貨建て債券のリスクについて

- **為替変動リスク**: 為替相場の変動により、利金、償還時及び中途売却時の円貨での受取金額が変動し、損失が生じるおそれがあります。
- **金利変動リスク**: 金利の上昇等による債券価格の下落により、損失が生じるおそれがあります。
- **価格変動リスク**: 金利水準や債券市場により債券価格は変動するため、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあります。
- **信用リスク**: 発行者の経営・財務状況の変化、および発行者に対する外部評価の変化等の影響により、利金や投資元本支払いの遅延、不履行が発生し、損失が生じるおそれがあります。
- **カントリーリスク**: 投資先の国の政治・経済・社会情勢の混乱等により債券の売買が制限されることなどから、損失が生じるおそれがあります。
- **流動性リスク**: 市場規模や取引量が少ない場合、売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない場合や、売却希望時に債券を売却できない等により、不測の損失を被るおそれがあります。

### お取引にあたっての留意点

- お申し込みの際は、必ず「契約締結前交付書面」等をご覧頂き、ご理解のうえ、ご自身の判断でお申し込みください。
- 「外国証券取引口座」の開設が必要となります。(口座管理料は無料です。)
- 個人のお客さまの場合、利金、譲渡損益および償還差損益は申告分離課税の対象となります。なお、利金については上場株式等の配当等と同様、確定申告不要制度を選択することもできます。
- 将来において税制が変更される可能性があります。
- 本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- 本債券の売買、および利金・償還金の決済は、全て円貨でのお取り扱いとなります。
- 利金・償還金のお支払いは、各利払日・償還日の翌営業日以降となります。
- 原則として、売出期間中のキャンセルは出来ませんので予めご了承ください。
- 当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関  
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)(連絡先:フリーダイヤル0120-64-5005)
- 外国債券の価格情報の状況等につきましては、当社にお問い合わせください。

■ お申込み、販売説明書のご請求は…

 **リテラ・クレア証券**  
Retela Crea Securities Co., Ltd.

商号等:リテラ・クレア証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号  
加入協会:日本証券業協会

## 発行体 アフリカ開発銀行 とは

アフリカ開発銀行(AfDB)は、アフリカ諸国の経済的開発及び社会的進歩に寄与するため、1964年9月に設立されました。アフリカ開発銀行グループは、未だ多くの困難を抱えるアフリカ諸国の開発ニーズに応えるため、アフリカを代表する地域密着型の国際開発金融機関(MDBs)としてアフリカ諸国のニーズを細やかに汲み取りつつ、自らの専門性を生かした業務を行っています。

日本は、1983年に他の域外国と共にAfDBに加盟して以来、域外加盟国中、米国に次ぐ第2位の出資国として、AfDBの政策や活動に深く関与してきました。より緩やかな貸付け等を行うアフリカ開発基金(AfDF)に対しても1973年の設立以来、積極的に貢献してきました。また、AfDBは主に市場等から調達した中長期的な資金をその融資等業務に充てていますが、日本の金融市場はAfDBの重要な資金調達先の一つとなっています。

(出所:財務省)

## 「Improve the Quality of Life for the People of Africa」ボンドとは

「Improve the Quality of Life for the People of Africa」は、アフリカ開発銀行が注力する5つの分野[High 5s]の中の1つであり、インフラ整備や水・衛生保健分野での基礎サービスへのアクセス改善、人材育成等を通じ、若年層を含めた雇用創出を目指すものです。

アフリカ開発銀行の発行する本債券を通じてこのプロジェクトに寄与することができます。

アフリカ開発銀行は、この債券発行による調達資金または同額以上を当プロジェクトに充当すべく最大限の努力を致します。



## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

**信用格付を付与した者は、金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。**

ムーディーズ・インベスターズ・サービス	S&Pグローバル・レーティング
---------------------	-----------------

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称:ムーディーズ・インベスターズ・サービス グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)	格付会社グループの呼称:S&Pグローバル・レーティング グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)
--	---

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ( <a href="https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx">https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx</a> ))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ( <a href="http://www.standardandpoors.co.jp">http://www.standardandpoors.co.jp</a> )の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」( <a href="http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered">http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered</a> )に掲載されております。
--	--

### 信用格付の前提、意義及び限界について

<p>ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p>	<p>S&amp;Pグローバル・レーティング(以下[S&amp;P])の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでもなく、債務の市場流動性及び流通市場での価格を示すものでもありません。信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。S&amp;Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&amp;Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によつては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。この情報は、平成29年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&amp;Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p>
---	--